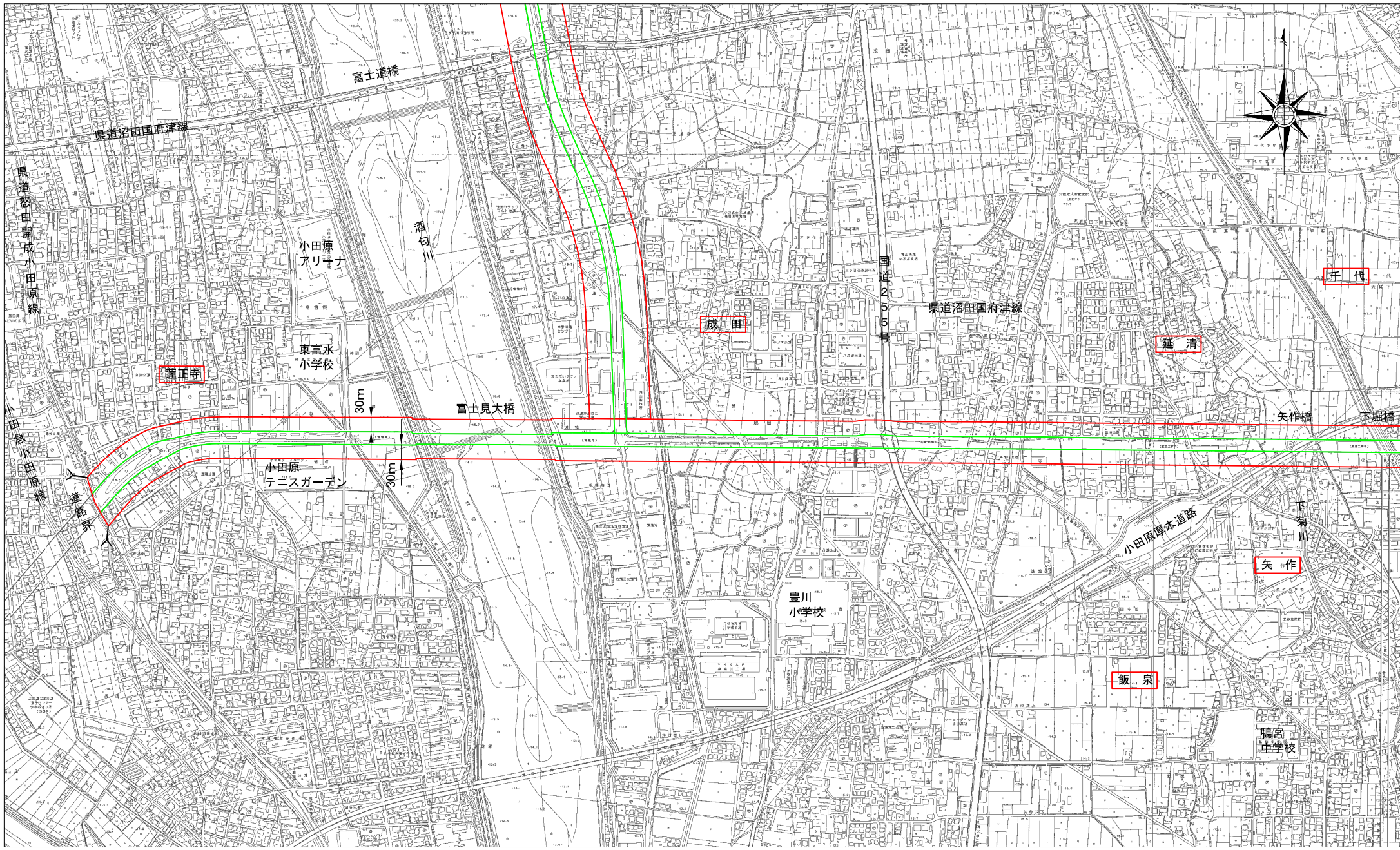


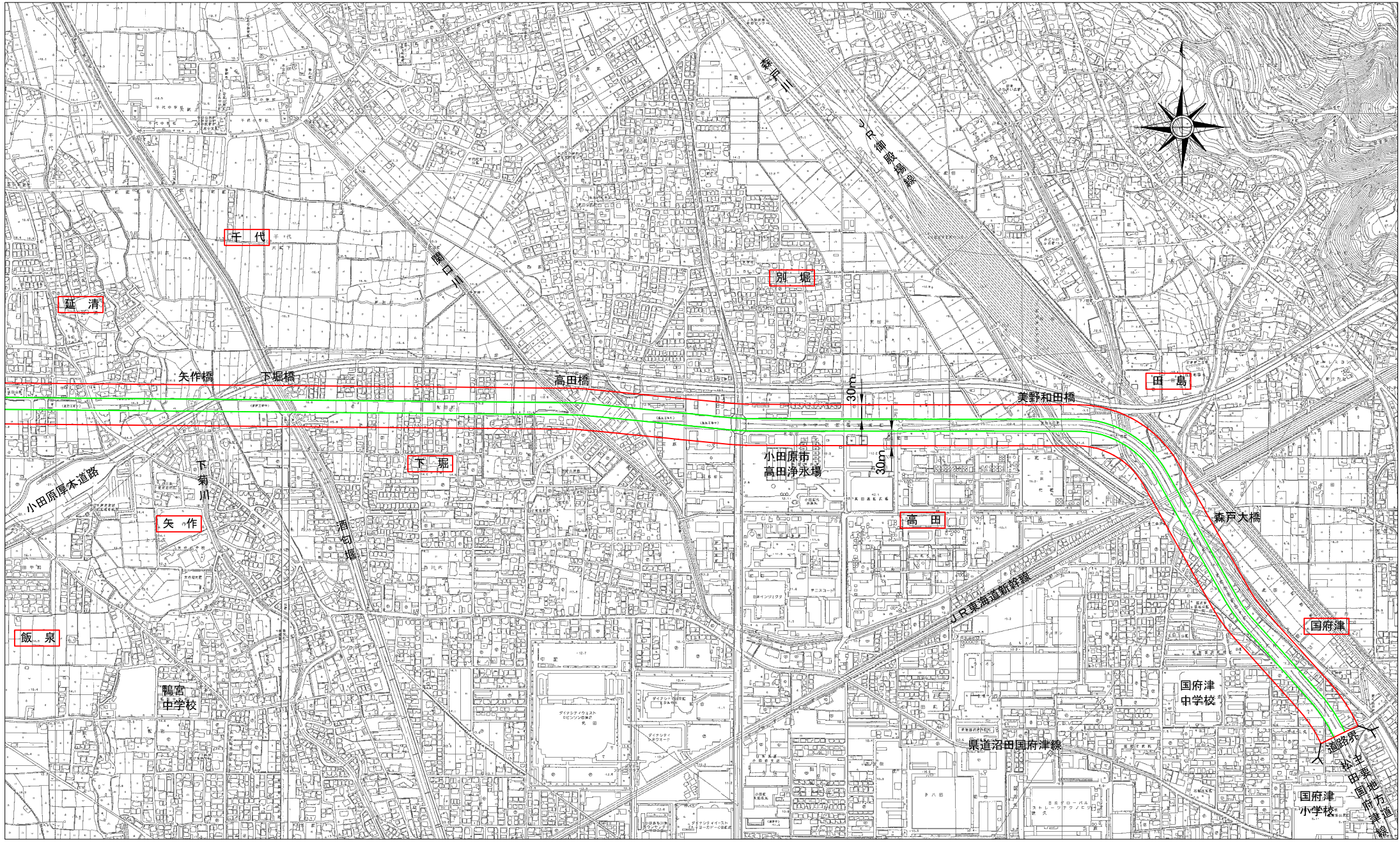
# 景観計画重点区域図（穴部国府津線沿道地区 1/2）



（備考）

- 1 建築物又は工作物の敷地が図に示す基準線に接し、かつ、景観計画重点区域の内外にわたる場合においては、当該敷地にある建築物又は工作物はすべて景観計画重点区域内にあるものとみなす。
- 2 建築物又は工作物が景観計画重点区域の内外にわたる場合においては、当該建築物又は工作物はすべて景観計画重点区域内にあるものとみなす。
- 3 建築物又は工作物の敷地が図に示す基準線に接し、かつ、小田原大井線沿道地区及び穴部国府津線沿道地区の双方にわたる場合においては、当該敷地にある建築物又は工作物はすべて穴部国府津線沿道地区内にあるものとみなす。
- 4 建築物又は工作物が、小田原大井線沿道地区及び穴部国府津線沿道地区の双方にわたる場合においては、当該建築物又は工作物はすべて穴部国府津線沿道地区内にあるものとみなす。

# 景観計画重点区域図（穴部国府津線沿道地区 2/2）



- (備考)
- 1 建築物又は工作物の敷地が図に示す基準線に接し、かつ、景観計画重点区域の内外にわたる場合においては、当該敷地にある建築物又は工作物はすべて景観計画重点区域内にあるものとみなす。
  - 2 建築物又は工作物が景観計画重点区域の内外にわたる場合においては、当該建築物又は工作物はすべて景観計画重点区域内にあるものとみなす。
  - 3 建築物又は工作物の敷地が図に示す基準線に接し、かつ、小田原大井線沿道地区及び穴部国府津線沿道地区の双方にわたる場合においては、当該敷地にある建築物又は工作物はすべて穴部国府津線沿道地区内にあるものとみなす。
  - 4 建築物又は工作物が、小田原大井線沿道地区及び穴部国府津線沿道地区の双方にわたる場合においては、当該建築物又は工作物はすべて穴部国府津線沿道地区内にあるものとみなす。